

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
事務局長 末吉孝徳 殿

育児・介護休業等規則変更案に対する意見書

公益財団法人日本知的障害者福祉協会 事業課 主任
連帯労働者組合（旧 東京南部労働者組合）・日本知的障害者福祉協会 組合員
松浦聰

2025年2月3日に配布された、2025年4月1日改定「育児・介護休業等規則」変更案（以下、本規則という）について意見を申し述べます。

記

1. 本規則第14条の見出しが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正（以下、法という）に伴い、以下の様に変更する。【法第16条の2第1項】

（子の看護休暇） → （子の看護等休暇）

2. 育児・介護に携わる職員の能力を有効に発揮して職務の遂行に当たれるよう、柔軟な働き方を講じることが望ましいことから、本規則第19条（育児短時間勤務）において、該当職員が在宅勤務も選択できるようにしていただきたい。【法第24条第2項】

3. 上記2.の趣旨と併せ、私事ではあるが、私の家族は通勤不可能な遠方に居住しており、高齢によりいつ常時介護が必要な事態になるかわからない状態であるため、家族が要介護状態になった場合、短時間勤務の措置だけでは勤務を継続することができないことから、本規則第20条（介護短時間勤務）において、該当職員が在宅勤務も選択できるようにしていただきたい。【法第24条第4項】

4. 本規則第 29 条（介護休業及び介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備）第 2 項において、介護休業及び介護両立支援制度等の責任者を事務局長としていること自体に異論はないが、本規則施行日である 2025 年 4 月 1 日に貴殿が事務局長職にあるか否かは不明ではあるものの、不当労働行為申立・日本知的障害者福祉協会事件（都労委平成 30 年不第 15 号）争点 1 の東京都労働委員会での和解協定締結後も東京南部労働者組合（現 連帯労働者組合）との団体交渉に出席しない等、いかなる理由があろうとも事務局長として果たすべき職務を遂行できていない現状において貴殿が本規則に係る事務局長としての任に当たれるのか甚だ疑問である。

貴殿が事務局長職にある限りにおいて、本規則の当該条項が機能し得るとは考え難いことから、本規則第 29 条第 2 項は下記の様に変更していただきたい。【法第 21 条】

2 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談窓口は事務局で設けることとし、その責任者は会長又は常任理事とする。窓口担当者は各課課長又は課長代理とする。会長又は常任理事は事務局長及び担当者に対する必要な研修を行うものとする。

以上